

日行連発第979号
令和4年10月18日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（周知）

国土交通省より、国土利用計画法に基づく事後届出制について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。同制度の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html

【参考】

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

以上

国 不 土 第 5 0 号
令和 4 年 1 0 月 3 日

日本行政書士連合会会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課長
(公 印 省 略)

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

貴会におかれましては、平素より土地関係施策の円滑な執行にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）に基づく事後届出制の周知徹底等については、例年ご協力いただいているところであります。

今年度におきましても、引き続き、各都道府県行政書士会員に対して周知をお願いしたく、先日、事後届出制に係るポスター及びリーフレットを送付させていただいたところです。

なお、国土交通省ホームページにも同制度について掲載しており、そこから当該ポスター及びリーフレットをダウンロードすることが可能となっておりますので、ご活用いただければ幸いです。

今後とも、国土利用計画法に基づく事後届出制の適切な運用について、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○土地取引規制制度に係る国土交通省ホームページ URL

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html